

生徒指導規程

福山市立向丘中学校

第1章 総則

第1条 (目的) この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に学校内外の生活を送るという観点から定める。

第2章 学校生活に関すること

第2条 服装

学校内外の学習活動および登下校(休日を含む)の際は学校が定める制服を正しく着用する。

1 男子

(1) 上衣(規定ブレザー)

ア 下にカッターシャツを着用する。

- ・ 冬服・合服→色は白、ネクタイ着用
- ・ 夏服→色は水色の開襟シャツ(ネーム入り)ネクタイは着用しない。

(2) ズボン(規定ズボン)

ア 裾はシングルとする。
(裾が地面についてはいけない。)

イ ベルトは黒とする。

2 女子

(1) 上衣(規定ブレザー)

ア 下に丸襟カッターブラウスを着用する。

- ・ 冬服・合服→色は白、リボン着用
- ・ 夏服→色は水色の開襟シャツ(ネーム入り)リボンは着用しない。

(2) スカート(規定スカート)

丈は、膝が出ない長さとする。

3 共通

(1) 靴下

色は白(ワンポイントは可、ラインは不可とし、くるぶしがかくれる長さのもの)

(2) その他

ア 衣替えは次のとおりとするが、その都度指示する。

冬服 10月上旬～6月中旬

(合服 5月中旬～6月中旬)

夏服 6月中旬～10月上旬

(合服 9月～10月上旬)

イ ネーム入りの衣類を着用する。

ウ マフラー・手袋などの防寒着は、冬季の登下校時のみ着用してもよい。(派手すぎないものとする。)

エ 部活動の朝練習の登校時、および放課後の部活動終了後の下校時は、体操服又は部活動の服装でもよい。

オ セーターはVネックで、色は紺・黒のみとする。着用時には、ブレザーの袖、裾から出さないようにする。

カ ベストは規定のもののみとする。(色は紺のみ)

キ インナーは派手でないものとし、襟からはみ出ないようにする。

第3条 頭髪その他

頭髪その他は、清潔で中学生らしいものにする。

1 男子

- (1) 前髪は目にかからない。
- (2) 後ろはエリにかからない。
- (3) 横は耳にかからない。
- (4) 髪の毛の脱色・染色・パーマ(ストレートパーマも含む)は禁止する。
- (5) 整髪料は禁止する。(自然な髪型にする)
- (6) まゆげは形を整えない。いじらない。
(散髪の際のサービスは自分で断る)

2 女子

- (1) 前髪は目にかからない。前髪はピンでとめてもよい。
- (2) 後ろ髪の長さは肩の線を境界とする。肩に髪がかかる長さの生徒は髪をくくる。髪を1つまたは2つにくくる場合は、耳よりも下で、黒・紺・茶色のゴムでくくる。よこ髪を残さずにくくる。
- (3) 髪の毛の脱色・染色・パーマ(ストレートパーマも例外ではない)は禁止する。
- (4) 整髪料は禁止する。(自然な髪型であること)
- (5) まゆげは形を整えたり、いじったりしない。
(散髪の際のサービスは自分で断る)

第4条 所持品その他

- 1 持ち物には、すべて名前を記入する。
- 2 不用品(授業に関係ないもの・不要な金銭)は持ってこないこと。不要物は原則、指導後、保護者に返却する。なお、本人に返却するかどうかは、親子でよく相談するように伝える。
- 3 かばんについて
 - (1) 原則通学かばん(黒かばん)で、登校する。
 - (2) キーホルダー等を付けない。(名前プレートは可)
 - (3) セカンドバッグを背負わない。

第5条 自転車通学

- 1 登下校の自転車通学は、学校が許可した生徒に限る。(許可範囲：田尻/竹ヶ端/宮迫/洗谷/小水呑/宝/高浦/平木/白萩/山ノ神/学区外)
- 2 自転車通学の生徒は、規定のヘルメット、もしくはSGマークのついたヘルメットを着用し、指定した通学路で登下校する。
- 3 雨天時は、規定のレインコートを着用する。傘をさしての乗車は、道路交通法違反なので禁止する。
- 4 自転車通学の生徒、又は負傷、病気で許可を得ている者は、バスで通学しても良い。
- 5 自転車について
 - (1) 自転車には記名し、許可シールを貼る。
 - (2) 色は原則シルバー、黒、紺、えんじ色(色が無い場合は派手でないもの)とする。
 - (3) 特殊な形の自転車は通学用としては認めない。(マウンテンバイク、折りたたみ式など)
 - (4) ライトは前照灯、後部反射器のみ。それ以上はつけない。
 - (5) スタンドは両脚スタンドとする。
 - (6) 運転の妨げになる、または危険と見なされる改造などはしない。

第6条 校外生活

- 1 ゲームセンター、プール、映画館、ファーストフード等の飲食店、カラオケ等への出入りは保護者同伴とする。
- 2 買い食いをしない。
- 3 友人の家などへの外泊は禁止する。
- 4 交通事故・盗難・恐喝等の被害にあった場合は、速やかに学校、警察などに連絡する。
- 5 登校したら、下校するまで校門より出ない。出るときは、担任の許可を得ること。
- 6 完全下校時刻は4月～9月は18時、10月～新人戦は17時30分、新人戦～1月は17時15分、2月～3月は17時30分とする。部活動終了後は完全下校時刻に間に合うように下校する。(試験の1週間前からは、朝練習、放課後練習ともに禁止する。ただし、大会などが迫っている場合は考慮することもある。)

第3章 特別な指導に関すること

第7条 特別な指導

法令・法規に違反する行為や学校が教育上必要と判断した場合、特別な指導を行う。

- 1 飲酒・喫煙および準備行為(購入・所持)
- 2 家出および深夜徘徊
- 3 暴力行為(対教師・生徒間等、器物破壊)
- 4 交通違反(ノーヘル、二人乗り、自転車違反等)
- 5 金品強要
- 6 窃盗、万引、物を隠す
- 7 いじめ
- 8 服装規定違反(著しい場合、度重なる場合)
- 9 試験における不正行為(カンニング)
- 10 登校後の無断外出・早退
- 11 個人間物品売買
- 12 落書き(他人への誹謗中傷内容)
- 13 不要物持参(携帯電話、危険物や授業の妨げになるもの)
- 14 指導に従わない、暴言
- 15 その他、法令・法規に違反する行為や学校が教育上指導を必要と判断した行為

第8条 反省指導

特別な指導のうち、反省指導は次の通りとする。期間は、概ね1日から5日間までとする。ただし、問題行動の程度や繰り返し(常習性)等により指導期間を延長することがある。

- 1 説諭
- 2 学校反省指導(別室での個別反省指導、奉仕活動等)
 - (1) 反省指導期間中にある定期テスト等は別室で受験する。
 - (2) 反省指導期間中にある学校行事や部活動および部活動の公式大会へは、原則不参加とする。

3 関係機関との連携

度重なる、反省指導や法令違反が重なる場合は専門機関との連携を行う。